

畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱

3 畜 産 第 1560 号
令和 4 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

- 第 1 畜産・酪農の生産基盤の強化を図るため、優れた個体の選抜・利用による家畜能力の向上、家畜の能力を十分に発揮させる飼養環境づくりとともに、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の確立に係る取組を推進する。

(通則)

- 第 2 畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年度 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第 3 補助金は、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の取組、草地改良や飼料作物の優良品種の利用による草地生産性向上に向けた取組、飼料生産組織の作業効率化・組織運営強化の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料の生産・利用拡大に向けた取組、地域の未利用資源活用やエコフィード製造コストの低減等によるエコフィードの安定的な生産利用体制の構築を図る取組及び荒廃農地等における放牧の取組を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とする。

(事業の内容)

- 第 4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体については、別表 1 のとおりとする。また、本事業に係る細目及び具体的な手続等は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第 5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第 4 の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施す

るために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 家畜能力等向上強化推進
- (2) 繁殖肥育一貫経営等育成支援
- (3) 和牛の信頼確保対策
- (4) 草地生産性向上対策
 - ① リスク分散型草地改良推進
 - ② 飼料作物優良品種利用・安定生産対策
- (5) 飼料生産利用体系高効率化対策
 - ① 飼料生産組織強化対策
 - ② 国産濃厚飼料生産・利用拡大対策
- (6) 国産飼料資源生産利用拡大対策
 - ① 未利用資源活用対策
 - ② 放牧活用型持続的畜産生産推進

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 2 に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 6 別表 2 の区分の欄に掲げる 1 から 6 までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第 7 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表 2 の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄の大臣又は地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）（以下「大臣等」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 8 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が大臣の場合にあっては畜産局長が、交付決定者が地方農政局長等の場合にあっては当該地方農政局長等がそれぞれ別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 大臣等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

(契約等)

第11 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、遅滞なく大臣等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。なお、随意契約を行う場合は、複数の業者より見積りを提出させることとする。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に定める軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。

3 大臣等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

- 第 15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項に規定する時期のほか、大臣等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第 17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。
- なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、遅滞なく当該概算払を受けた補助金の額を間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 18 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者が補助事業を完了したとき（第 13 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその金額（前項により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けて

これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19 大臣等は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 大臣等は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第20 補助事業者は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第21 大臣等は、第13第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるも

のとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第22 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第23 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の規定により大臣が定める財産は牛、豚及び草地等とする。
- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。なお、草地等については5年間とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。
- （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- （2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入（草地等にあつては実証に係る補助金額）の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第24 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物

を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第26 補助事業者は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第16の規定による状況報告、第17の規定による概算払請求、第18第1項による実績報告、第18第2項による年度終了実績報告及び第18第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)等については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第27 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第4、第11、第13～16、第19、第20～22、第24及び第25の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産(草地等を含む。)及びその従物並びに1件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、草地等については5年間、その他大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたも

のとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入（草地等にあつては実証に係る補助金額）の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがあること。

（事業実施の手続）

第 28 補助事業者は、第 7 第 1 項に規定する交付申請書を提出する際、畜産局長が別に定める事業実施計画を添付するものとする。

2 別表 2 の重要な変更欄に該当する変更により、第 13 第 1 項に規定する変更等承認申請書を提出する際、変更する事業実施計画（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を添付するものとする。

3 補助事業者は、第 18 第 1 項に規定する実績報告書を提出する際、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付した事業実施計画に実績（変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映したものを添付するものとする。

（事業達成状況の報告）

第 29 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業達成状況を畜産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

（事業の評価等）

第 30 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、畜産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

（助成措置）

第 31 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要綱及び畜産局長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

（事業の推進指導等）

第 32 国は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び関係団体等の協力を得つつ、事業の趣旨、内容等の周知及び事業実施主体に対する助言・指導その他必要な支援に努めるものとする。

（他の施策との関連）

第 33 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 家畜共済の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家等は、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

補助事業者は、本事業の受益者となる農業者から、「環境と調和のとれた農業

生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、本事業の受益者が、GAP チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

3 労働安全の確保

補助事業者は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

4 農業共済及び保険の活用

本事業により機械・施設等を整備する場合にあっては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度や民間事業者の損害補償保険（天災等に対する補償）、動産総合保険（盗難補償）等の保険に加入するよう努めるものとする。

5 重複助成の禁止

補助事業者は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

6 農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン

スマート農機、農業ロボット（ほ乳ロボット等）、ほ場や牛の情報を取得する IoT 機器等を導入（リースも含む。）する場合、そのシステムサービス提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得する場合には、補助事業者（補助事業者以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

（その他）

第 34 この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるものとする。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1560 号）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1625 号農林水産事務次官依命通知）及び畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1582 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

3 2 による廃止前の畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱及び畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 関係)

事業内容	事業実施主体
1 家畜能力等向上強化推進 (1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進 ② 多様な育種素材の評価活用対策	1 事業内容欄の 1 の事業実施主体は、次の (1) から (3) までに掲げるとおりとする。 (1) 事業内容の欄の 1 の (1)、(2) の①、(2) の③、(3) の①、(3) の②のイ及びウ、(3) の③の事業実施主体は、次の①から④までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。 ① 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ③ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） ④ ①から③までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
(2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等支援対策 ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討 イ 地域固有系統の再構築 ② 多様な種雄牛の活用促進対策 ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金 ③ 多様な改良情報の収集・分析等対策 ア 産肉情報基盤の強化・活用 イ 新たな改良形質の検討・評価	(2) 事業内容の欄の 1 の (2) の②のア、(3) の②のアの事業実施主体は、次の①から⑨までに該当する者とする。 ① 農事組合法人（農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に定める農事組合法人をいう。） ② 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。） ③ 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。 ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの。 イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（②又は⑦に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。 ④ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項の特定農業団体をいう。） ⑤ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ⑥ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ⑦ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ⑧ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
(3) 豚 ① 遺伝子検査等の推進 ② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推	

進 ア 地域血縁構築推進 イ 全国血縁構築推進 ウ 種豚改良データ分析のためのプログラム開発 ③ ベンチマークの活用推進 ア ベンチマークの検討 イ ベンチマークの導入支援	⑨ 3戸以上の農業者から構成される集団又は3戸以上の農業者及び農協等で構成される集団とし、次の事項について規約を定めていること。 ア 生産者集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項 イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項 ウ 集団活動に関する事項 エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項 (3) 事業内容欄の1の(4)の事業実施主体は、次の①から⑦までのいずれかに該当する者とする。 ① 民間企業 ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ④ 特定非営利活動法人 ⑤ 独立行政法人 ⑥ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。） ⑦ 都道府県（事業内容欄の1の(4)の②の取組に限る。）
(4) 鶏 ① 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及 ア 技術習得の推進 イ 技術普及の推進 ② 始原生殖細胞（PGCs）を導入及び推進する取組	

2 繁殖肥育一貫経営等育成支援 (1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策 ① 交雑種雌牛の導入支援 ② 和牛受精卵の移植支援 (2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策 (3) 公共牧場の新たな活用	2 事業内容欄の2の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。 (1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (3) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） (4) (1) から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
3 和牛の信頼確保対策 (1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築 (2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施	3 事業内容欄の3の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。 (1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (3) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） (4) (1) から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
4 草地生産性向上対策 (1) リスク分散型草地改良推進 ① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及 ② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組	4 事業内容欄の4の(1)及び(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 (1) 事業内容欄の4の(1)の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ① 農業協同組合又は農業協同組合連合会 ② 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ③ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。） ④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） ⑤ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） ⑥ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。） ⑦ その他地方農政局長等が認める団体。

(2) 飼料作物優良品種利用・安定生産対策 ① 優良品種の迅速普及 ② 粗飼料増産・安定生産対策 ③ 飼料作物種子安定供給対策	(2) 事業内容欄の4の(2)の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ① 民間企業 ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ④ 学校法人 ⑤ 特定非営利活動法人 ⑥ 独立行政法人 ⑦ 特殊法人 ⑧ 認可法人 ⑨ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）
5 飼料生産利用体系高効率化対策 (1) 飼料生産組織強化対策 ① ICTの活用等による飼料生産作業の効率化対策 ② 飼料の生産・販売、作業受託による組織運営の強化対策 ③ 地域ぐるみでの飼料増産強化対策	5 事業内容欄の5の(1)及び(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 (1) 事業内容欄の5の(1)の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ① 事業内容欄の①及び②の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会 イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） オ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を事業として営むもの（新たに組み込む場合も含む。）。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。 （ア） 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。 （イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるものの所有に属しているもの。 カ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。

	② 事業内容の欄の③の事業実施主体は、地方公共団体（必須）、農協、地域農業再生協議会、農業委員会、農地中間管理機構等が構成員となり、飼料生産組織、地域の畜産農家、稲作農家、園芸農家等及び飼料生産に関わっている又は関心を有する組織等が参加する協議会等とする。ただし、代表者の定めがあり、かつ組織運営についての規約等の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。
(2) 国産濃厚飼料生産・利用拡大対策 ① 生産実証支援 ア 国産濃厚飼料生産実証推進 イ 国産濃厚飼料生産体系実証 ② 生産モデル支援 ア 国産濃厚飼料生産モデル推進 イ 国産濃厚飼料生産モデル確立 ③ 子実用とうもろこしの種子確保に向けた調査	(2) 事業内容欄の5の(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 ① 事業内容欄の5の(2)の①及び②の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会 イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） オ 特定農業団体（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） カ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の（ア）又は（イ）に該当するものを除く。） （ア） 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの （イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（イ又はエに該当するものを除く。）の所有に属しているもの キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの ク 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人 ケ 協議会（次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に適合している場合に限る。） （ア） 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。 （イ） 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の

	代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。 （ウ） 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。 コ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。） ② 事業内容欄の５の（２）の③の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 民間企業 イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人 ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合会 エ 学校法人 オ 特定非営利活動法人 カ 独立行政法人 キ 特殊法人 ク 認可法人 ケ 協議会
6 国産飼料資源生産利用拡大対策 （１）未利用資源活用対策 ① 未利用資源活用の促進 ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及 （ア）未利用資源の有効活用によるエコフィードの生産利用の推進 （イ）未利用資源の生産技術の普及 イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及 （ア）飼料化事業者の持続的な原料確保の促進	6 事業内容欄の６の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。 （１）事業内容欄の６の（１）の①の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。 ① 民間企業 ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ④ 学校法人 ⑤ 特定非営利活動法人 ⑥ 独立行政法人 ⑦ 特殊法人 ⑧ 認可法人 ⑨ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。） （２）事業内容欄の６の（１）の②の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。 ① 農業協同組合又は農業協同組合連合会 ② 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の

(イ) 高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及 ② 地域の未利用資源活用の生産体制構築 ア エコフィード生産安定供給対策 イ エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践	振興を主たる事業として位置付けているものに限る。) ③ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) ④ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの ⑤ 未利用資源を提供又は収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家等が組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあり、3人以上で構成されているものに限る。) ⑥ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人 ⑦ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。) ⑧ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。) ⑨ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。) ⑩ 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(以下の(ア)又は(イ)に該当するものを除く。) (ア) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員数が300人を超えるもの (イ) その総株主又は総出資者の議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規程による議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が(ア)に掲げるもの(③又は⑦に該当するものを除く。)の所有に属しているもの ⑪ 協議会(次の(ア)から(ウ)までの要件に適合している場合に限る。) (ア) 生産農家、利用農家、農業関係機関、(都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等)、本取組に参加する関係組織等により構成されていること。 (イ) 事業の事務手続を適正かつ効果的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。 (ウ) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
---	---

(2) 放牧活用型持続的畜産生産推進 ① 肉用牛放牧 ア 放牧利用推進 イ 放牧牛の導入 ウ 放牧条件整備 ② 放牧酪農 ア 放牧利用推進 イ 放牧条件整備	(2) 事業内容欄の6の(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 ① 事業内容欄の6の(2)の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会 イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） オ 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の（ア）又は（イ）に該当するものを除く。） （ア） 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの （イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（（2）又は（4）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの カ 協議会（次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に適合している場合に限る。） （ア） 繁殖農家、肥育農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）等の本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。 （イ） 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。 （ウ） 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。 キ 農業に取り組む社会福祉法人 ク その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）
--	---

別表 2 (第 5 関係)

区 分	経 費	補助率	交付 決定者	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業の内容 の変更
1 家畜能力 等向上強化 推進	国産農産物 生産基盤強 化等対策事 業費補助金	(1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用し た長命連産の乳用牛の改 良推進 ② 多様な育種素材の評価活 用対策	定額 1 / 2 以内 (ただし、受 精卵につい ては 1 個当 り 50 千円、 性判別受精 卵につい ては 1 個当 たり 65 千円を 上 限 と す る。)	大臣 経費の欄 に掲げる① から②まで の経費中の 補助率が異 なる経費の 相互間にお ける流用	1 事業の 中止又は 廃止 2 補助事 業者の組 織の改編 に伴う名 称等の変 更 3 総事業 費の 30% を超える 増及び国 庫補助金 の増 4 総事業 費及び国 庫補助金 の 30%を 超える減
牛肉等関税 財源国産畜 産物生産基 盤強化等対 策費補助金	(2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等 支援対策 ア 近交係数上昇抑制改良 手法の検討 イ 地域固有系統の再構築 ② 多様な種雄牛の活用促進 対策 ア 希少系統種雄牛産子 肥育奨励金 ③ 多様な改良情報の収集・ 分析等対策	定額 定額 定額 (1 頭当 たり 20 千円を 上 限 と す る。)	大臣 大臣 地方農政 局長等 大臣	経費の欄 に掲げる① から③まで のそれぞれの 経費の相互 間における 経費の 30% を超える増 減	

牛肉等関税 財源国産畜 産物生産基 盤強化等対 策費補助金	ア 産肉情報基盤の強化・ 活用	定額		
	イ 新たな改良形質の検討 ・評価	定額		
	(3) 豚			
	① 遺伝子検査等の推進	定額（ただし、指定交配 を行う場合は、1頭当 たり100千円を 交付する。）	大臣	1 経費の欄 に掲げる① から③まで のそれぞれの 経費の相互間にお ける経費の 30%を超える 増減
	② 遺伝的能力評価の基礎と なる血縁構築の推進			
	ア 地域血縁構築推進	1／2以内 （ただし、血 縁構築豚に ついては	地方農政 局長等	2 経費の欄 に掲げる① から③まで の経費中の 補助率が異 なる経費の 相互間にお ける流用
	イ 全国血縁構築推進	1頭当たり 30千円、血縁 構築精液に ついては 1本当たり 3千円を上 限とする。）	大臣	
	ウ 種豚改良データ分析の ためのプログラム開発	定額	大臣	
	③ ベンチマークの活用推進		大臣	
	ア ベンチマークの検討	定額		
	イ ベンチマークの導入 支援	1／2以内		

国産農産物 生産基盤強 化等対策事 業費補助金	(4) 鶏 ① 始原生殖細胞 (P G C s) の凍結保存等技術の習得及び普及 ア 技術習得の推進 イ 技術普及の推進 ② 始原生殖細胞 (P G C s) を導入及び推進する取組	定額 1 / 2 以内	大臣	1 経費の欄に掲げる①から②までのそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げる①から②までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	
2 繁殖肥育一貫経営等育成支援 牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金	(1)繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策 ① 交雑種雌牛の導入支援 ② 和牛受精卵の移植支援 (2)地域内一貫生産への円滑な移	定額 (1頭当たり15千円を上限とする。) 1 / 2 以内 (移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。発情同期化する雌牛1頭当たり5千円を上限とする。) 定額	大臣 大臣	1 経費の欄に掲げる(1)から(3)までのそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げる(1)の経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減

	行対策				
	(3) 公共牧場の新たな活用	定額	大臣		
3 和牛の信頼確保対策		定額	大臣		
牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金	(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築 (2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施				1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減

4 草地生産性向上対策 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金及び牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金	(1) リスク分散型草地改良推進 リスク分散型草地改良に関連して行う以下の取組に要する経費 ① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及 ② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組	1/2 以内 1/2 以内 (10a 当たり 17 千円を限度とする。ただし、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出、その他やむを得ない事情が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。)	地方農政局長等		1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の 30% を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の 30% を超える減
牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金	(2) 飼料作物優良品種利用・安定生産対策 ① 優良品種の迅速普及 ② 粗飼料増産・安定生産対策 ③ 飼料作物種子安定供給対策 ④ 事業の推進	定額 定額 定額 定額	大臣	経費の欄に掲げる①から④までの経費の相互間における経費の 30% を超える増減	

5 飼料生産利用体系高効率化対策	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金	(1) 飼料生産組織強化対策				1 事業の中止又は廃止
		① ICTの活用等による飼料生産作業の効率化対策				2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更
		ア 飼料生産の高効率化に向けた検証・普及				3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増
		(ア) ICTの活用と飼料生産作業の見直しによる作業効率化に向けた検討等に必要な取組に係る経費	定額		経費の欄に掲げるそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減
		(イ) 飼料生産作業に係る情報の電子化やその蓄積・分析等に係る経費	1／2以内			
		イ 飼料生産作業の高効率化の実証				
		(ア) ICT機器の購入又はレンタルに係る経費	1／2以内			
		(イ) 飼料生産作業の高効率化の実証に必要な作業機械の購入又はレンタルに係る経費	1／2以内			
		② 飼料の生産・販売、作業受託による組織運営の強化対策		地方農政局長等		
		ア 経営コンサルタント等を活用した経営診断及び改善に必要な経費	定額			
		イ 販売先、ほ場及び保管場所の確保				
		(ア) 販売先との調整に必要な経費	定額			
		(イ) 販売先へのサンプル輸送	1／2以内			

経費				
(ウ) 土地所有者との調整に必要な経費	定額			
(エ) 荒廃農地の再利用やは場排水対策等に必要な機械のレンタル経費	1 / 2 以内			
(オ) 収穫物の保管場所確保の調整に必要な経費	定額			
(カ) 取組年度に収集した稲わら（ラップされた稲わらは除く）のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウスや保管庫の賃料	1 / 2 以内 （ただし、 195 千円以内 ／年とする。）			
ウ 労働力不足の解消、作業安全や技術向上等の組織強化に必要な経費	定額			
エ 機械整備技能向上に必要な経費	1 / 2 以内 （ただし、 農業機械整備技能士の 免許試験費用とし、10 千円以内／ 人とする。）			
オ ICT機器の導入及びデータ活用に必要な経費	1 / 2 以内			
カ 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入に必要な経費	1 / 2 以内			
③ 地域ぐるみでの飼料増産強化対策		地方農政局長等		
ア 地域における飼料生産支援	定額			

牛肉等関税 財源国産畜 産物生産基 盤強化等対 策費補助金	体制の検討等に必要な経費				
	イ ほ場確保のためのマッチン グに必要な経費	定額			
	ウ 収穫物の保管場所確保のた めのマッチングに必要な経費	定額			
	エ 労働力の確保に向けたマッ チングに必要な経費	定額			
	オ 飼料生産組織の年間作業確 保のマッチングに必要な経費	定額			
	カ 作業安全対策、栽培技術向上 等に必要な経費	定額			
牛肉等関税 財源国産畜 産物生産基 盤強化等対 策費補助金	(2) 国産濃厚飼料生産・利用拡大 対策				
	① 生産実証支援 ア 国産濃厚飼料生産実証推 進	定額	地方農政 局長等	経 費 の 欄 に 掲 げ る そ れ ぞ れ の 経 費 中 の 補 助 率 が 異 な る 経 費 の 相 互 間 に お け る 流 用	
	イ 国産濃厚飼料生産体系実 証	1 / 2 以内			
	② 生産モデル支援 ア 国産濃厚飼料生産モデル 推進	定額	地方農政 局長等		
	イ 国産濃厚飼料生産モデル 確立	1 / 2 以内			
	③ 子実用とうもろこしの種子 確保に向けた調査	定額	大臣		
6 国産飼料 資源生産利 用拡大対策					1 事業の 中止又は 廃止
牛肉等関税 財源国産畜	(1) 未利用資源活用対策				2 補助事 業者の組

産物生産基盤強化等対策費補助金	① 未利用資源活用の促進 ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及 (ア) 未利用資源の有効活用によるエコフィードの生産利用の推進 (イ) 未利用資源の生産技術の普及 イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及 (ア) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進 (イ) 高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及	定額 定額 (ただし、畜産局長が別に定める場合はその額)	大臣		組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減
	② 地域の未利用資源活用の生産体制構築 ア エコフィード生産安定供給対策 イ エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践	定額 1/2以内 (ただし、器具・機材の導入に要する経費とし、上限額は事業実施主体当たり(複数の地区で実施する必要がある場合は、各地区ごと。)3,000千円とする。)			

牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金	(2) 放牧活用型持続的畜産生産推進 ① 肉用牛放牧 ア 放牧利用推進 イ 放牧牛の導入 ウ 放牧条件整備 ② 放牧酪農 ア 放牧利用推進 イ 放牧条件整備	定額 1／2以内 (ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については、275千円、繁殖の用に供する雌牛については、175千円とする。 また、放牧牛を自家生産して利用する場合の1頭当たりの補助額の上限は、40千円とする。) 1／2以内 (ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10a当たり10千円とする。) 定額 1／2以内 (ただし、放	地方農政局長等	1 経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げるそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	
---------------------------	--	--	---------	--	--

		牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10 a 当たり 10 千円とする。)			
--	--	--	--	--	--

別記様式第1号（第7第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付申請書
（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

※別表2の交付決定者宛てに提出

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第7第1項の規定に基づき、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

※ 事業の内容及び計画については、本要綱第28第1項の規定に基づき事業実施計画書を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

（注1）区分欄には、別表2の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

（注2）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

事業実施計画書

〇〇〇

(注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 間接補助事業の場合は、補助金交付規程を添付すること。

(注3) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 大臣等が変更等内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第2号（第11第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第13第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金変更等承認申請書
（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

※別表2の交付決定者宛てに提出

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第13第1項の規定に基づき申請する。

記（注2）

（記載要領）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注4）大臣等が変更等内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第4号（第15第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金
遅延届出書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（ 〇〇農政局長 殿
（ 北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
）
※別表2の交付決定者宛てに提出

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に実施 するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第5号（第16第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金事業遂行状況報告書
（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（ 〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕 ）

※別表2の交付決定者宛てに提出

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1） 区分欄には、別記様式第1号の記の3の表の区分欄に記載された事項について記載すること。

（注2） 事業費欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 6 号（第 17 第 1 項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金概算払請求書
（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務長〕）

官署支出官 〇〇殿

（第 17 第 1 項に定める官署支出官名を記入）

※別表 2 の交付決定者宛てに提出

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第 17 第 1 項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業に 要する経費	国 庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告 〇年〇月 末までの 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日まで 予定出 来高	金額	〇月〇 日まで 予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注 1） 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の 3 の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注 2） 遂行状況報告と兼ねる場合は、「また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。」と追記して提出すること。

別記様式第7号（第18第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金実績報告書
（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

※別表2の交付決定者宛てに提出

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

※ 事業の内容及び実績については、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付した事業実施計画に実績（事業実施計画と実績が比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映し添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A) + (B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注1) 区分欄には、別表2の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表2の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

事業実施計画書に実績を反映した資料

〇〇〇〇

(注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注3) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し、支払経費の確認のため必要がある資料(例:契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料(例:写真、議事録等の写し))を添付し、経費以外のものは、補助金交付

申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注 5） 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注 6） 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 8 号（第 18 第 2 項関係）

〇〇年度 畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金
（〇〇のうち〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕）

※別表 2 の交付決定者に提出

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第 18 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫 補助金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出 額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- (注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- (注3) 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- (注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注5) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注6) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第9号（第18第4項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金の消費税仕入控除税額
報告書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔 〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕 〕

※別表2の交付決定者宛てに提出

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた畜産生産力・
生産体制強化対策事業補助金について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等
要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注4) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 []

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)

- ・補助事業者※₁が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- (注 2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注 3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注 4) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 10 号（第 25 第 3 項関係）

財 産 管 理 台 帳
【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

取 組 主 体：

事業実施年度		〇〇年度		農林水産省所管補助金名												
番号	取得財産							負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	名 称	規 格	数量	単価	取得金額	取 得 年月日	保管場所	国 庫 補助金	〇〇費	〇〇費	耐用 年数	処分制 限期間	承 認 年月日	処分の 内 容		
					円			円	円	円						
	合計															

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財 産 管 理 台 帳

【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

事業年度実施年度		〇〇年度			農林水産省所管補助金名									
事業内容					工 期		経費の配分（円）			処分制限期間		処分の状況		摘要
名称	構 造 又は 規 格	数量	単価	施工箇所 又 は 設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
								国庫 補助金	その他					
計														
計														
合計														

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財 産 管 理 台 帳

【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

事業実施年度			〇〇年度		農林水産省所管補助金名							処分制限期間		処分の状況		摘要
No.	品種	個体識別番号	名 号	生年月日	導入場所	管理者名	管理者住所	導 入 年月日	経費の配分(円)		耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処分の 内 容		
									導入費	負担区分						
										国庫 補助金	その他					
1																
2																
3																
4																
5																
計																
合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。